

会 議 録

1 附属機関の会議の名称 水戸市緑化推進会議

2 開催日時 令和6年10月31日(木) 14時00分から
15時20分まで

3 開催場所 水戸市公園協会 2階会議室(水戸市千波町508-59)

4 出席した者の氏名

- (1) 委 員 稲石 将人, 小田倉 康家, 須田 順子, 菅野 耕司,
檜原 英千世, 丸山 友一, 酒本 輝夫, 沼田 佳三,
佐藤 美律子, 榊原 恵子, 近藤 禎二, 鈴木 宣子,
田口 文明, 原口 恭子, 花輪 万智
- (2) 執行機関 太田 達彦(都市計画部長), 鶴井 昭宏(公園緑地課長),
安達 禎展(公園緑地課副参事),
佐野 彰信(公園緑地課千波湖管理室室長),
菅本 智克(公園緑地課課長補佐), 中村 良太(緑化係長),
堀江 菜々恵(緑化係主幹),
亀沢 ひとみ(緑化係会計年度任用職員)

5 議題及び公開・非公開の別

- (1) 会長及び副会長の選出について
(2) 保存樹小委員会の設置について
(3) 「緑の基本計画(第2次)」の策定について

6 傍聴人の数(公開した場合に限る) 0人

7 会議資料の名称

- ① 水戸市緑化推進会議次第
② 会長及び副会長の選出について
③ 保存樹小委員会設置について
④ 水戸市緑の基本計画(第2次)(原案)
⑤ 議案第3号参考資料①, ②, ③
⑥ 緑化推進会議委員名簿
⑦ 席次表
⑧ 水戸市緑化推進会議条例

⑨ 水戸市附属機関の会議の公開に関する規定

9 発言の内容

執行機関

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより水戸市緑化推進会議を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます、私、水戸市役所公園緑地課副参事の安達と申します。どうぞよろしくお願いいたします。以後、着座にて失礼いたします。

はじめに、本日配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御確認ください。はじめに本日の「次第」でございます。

次に「議案第1号 会長及び副会長の選出について」でございます。次に、「議案第2号 保存樹小委員会設置について」でございます。次に、「議案第3号「水戸市緑の基本計画（第2次）（原案）」について」でございます。こちらは参考資料として、①，②，③がございます。次に、「緑化推進会議委員名簿」でございます。次に、本日の会議の「席次表」でございます。次に、「水戸市緑化推進会議条例」でございます。最後に、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規定」でございます。以上の資料を配布させていただきます。資料が不足している場合は、事務局までお申し付けください。皆様、大丈夫でしょうか。

なお、本日の会議の進行につきましては、次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、市を代表いたしまして、都市計画部部長の太田より御挨拶申し上げます。

（都市計画部部長より挨拶）

執行機関

今回の委員の皆様におかれましては、9月に新たに委嘱させていただき、今期より委員となられた方もいらっしゃいますので、事務局から順不同でございますが、御名前を御紹介いたします。その後、皆様から一言ずついただければ幸いと存じております。

（委員の紹介及び挨拶）

執行機関

なお、水戸市造園建設業協同組合____委員、国営常陸海浜公園事務所長____委員におかれましては、本日都合により欠席との連絡を受けておりますことを御報告申し上げます。

また、委員の任期につきましては、令和8年8月31日までとなりますのでよろしくお願いいたします。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介及び挨拶)

執行機関

本日の会議の出席者は15名で委員17名のうち、2分の1以上が出席しておりますので、水戸市緑化推進会議条例第6条第2項により、本会議が成立することを御報告申し上げます。

それでは、議案に入らせていただきます。

本来であれば、ここで水戸市緑化推進会議条例第6条第1項に基づき、緑化推進会議会長に議長を務めていただくのですが、今回は、緑化推進会議委員を新たに委嘱させていただいているため、会長及び副会長が不在となっております。新会長が選出されるまで、暫時、事務局で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

始めに、議案第1号、会長及び副会長の選出を行いたいと思います。選出に当たりましては、条例第5条第1項の規定により、委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがでしょうか。

(「事務局案があれば」の声あり)

執行機関

ただいまの事務局案の内容というお話がありましたので、事務局からの案をよろしくお願いいたします。

事務局

事務局案としてですが、____委員に会長職を、会長のサポート役として____委員に副会長職をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

執行機関

ありがとうございます。

異議等無いようでございますので、緑化推進会議の会長を____委員に、副会長を____委員をお願いいたします。

____委員、____委員におかれましては、お手数ですが、会長席、副会長席への御移動をよろしくお願いいたします。

それでは、____会長及び____副会長より一言ずつ、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長挨拶)

(副会長挨拶)

執行機関

ありがとうございました。

なお、本日の会議は、「水戸市附属機関の公開に関する規定」に基づき、公開とさせていただきますので、御承知おきください。

また、同規定第7条により、会議録を作成することとなっており、附属機関が指定する2名以上の署名を受けることとなっております。後ほど、議長により署名人2名を選出していただきたいと思います。

それでは、これからの議事進行につきましては、「水戸市緑化推進会議条例」第6条に基づき、緑化推進会議会長が行うこととなりますので、議長としての進行を____会長よりお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

今、お話しがありましたように、会議録の署名人、これを指名したいと思います。____委員と、それから____委員にお願いしたいと考えております。皆さん、それよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議長

ありがとうございます。

それでは、会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

今、第1号が終わりまして、次は第2号ですか。事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局より御説明いたします。水戸市では、市内において健全で、かつ、樹容が美観風致上、特に優れている樹木を、保存樹として指定しており、令和6年10月30日現在、市で指定している保存樹は161本、保存樹林は約550,000㎡、保存生垣は約1,055㎡でございます。

これら、保存樹等の新規指定について、緑化推進会議で御審議いただく前に、現地調査や樹木に関する専門的な御意見等をいただくため、緑化推進委員の中から小委員会の委員を選出し、保存樹小委員会を設置しているものでございます。保存樹小委員会については、「水戸市緑化推進会議条例」第7条第2項により、会長が指名することとなっておりますので、____会長に指名をお願いしたく思います。

議長

やはり事務局案があればと思います。よろしくお願いします。

事務局

事務局案といたしましては、現在、緑化推進会議会長、副会長である____委員、____委員、また____委員、____委員、____委員、____委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長

ありがとうございます。今、お話がありました保存樹小委員会、私、____、____委員、____委員、____委員、____委員、____委員という案で決定させていただきたいと思います。

それでは「議案第3号「水戸市緑の基本計画(第2次)(原案)」について」事務局より説明をお願いします。

執行機関

それでは、議案第3号「緑の基本計画(第2次)(原案)」の策定について、公園緑地課緑化係長中村の方から説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

はじめに、資料の確認の方をお願いいたします。まず、左上に議案第3号と書かれている、「水戸市緑の基本計画(第2次)(原案)」の冊子がございます。基本的にはこちらに基づいて説明を差し上げたいと思っております。

また、参考資料といたしまして、議案第3号参考資料①と書かれました「令和5年度緑化推進会議における緑の基本計画(第2次)骨子(案)への御意見と対応について」を配布しております。横長のA4の冊子になります。それと、議案第3の参考資料②といたしまして、「水戸市緑の基本計画へ(原案)への御意見回答用紙」そして、議案第3号参考資料③といたしまして、「水戸市緑の基本計画骨子(案)」こちらは、令和5年11月30日に開催されました緑化推進会議でお配りした資料でございます。こちらの4つの資料に基づきまして、本日御説明を差し上げたいと思います。

昨年の11月30日に開催した緑化推進会議におきまして、先ほど申し上げましたように、「緑の基本計画の骨子(案)」について御審議いただきました。その際の御意見と原案への対応については、参考資料①「令和5年度緑化推進会議における緑の基本計画(第2次)骨子(案)への御意見と対応について」にまとめてございますので、併せて御参照ください。

それでは、本日皆様の御審議をいただく、議案第3号「水戸市緑の基本計画(第2次)(原案)」について、これから説明をさせていただきます。

こちらの計画本編のほうなのですが、ページ数40ページ以上ございまして、この後、皆様からの御意見をできる限り頂戴したいと考えておりますので、構成の概要だけ説明をさせていただければと思います。

まず、表紙をめくっていただきますと、目次がございます。こちらの目次に基づいて、まず説明させていただきます。

本計画は、5章立てになっております。第1が「計画策定の基本的事項」、第2に「現況と課題」、第3に「計画の基本的方向」、第4に「施策の展開」、第5が「推進体制と進行管理」でございます。

さらに1枚めくっていただいたところからが、1ページ目ということになります。こちらの1ページ及び2ページの見開きが「第1 計画策定の基本的事項」となります。計画の策定の趣旨ですとか、計画の位置付けについて記載をしております。本

計画の SDGs との関連性についても記述をしてございます。右のページの上段に、計画期間を記載してございます。本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年計画ということになっております。これは本市の「第 7 次総合計画」の前期間と整合を取ったところでございます。

そして 4 項目に、本計画の対象区域と対象とする緑について、下の緑の四角囲みの中に記載をしてございます。

また、本計画の本文の中に、公園・緑地等という単語が頻繁に現れるのですが、これは法で定義する都市公園だけではなく、いわゆる公園のような使われ方をしている公共施設も下の四角囲みの緑の定義に該当することから、そういったものも含めまして「公園・緑地等」という表現をしております。

続きまして、3 ページ目を御覧ください。3 ページ目からは「第 2 現況と課題」ということで記載をさせていただいております。

こちらの章は、「水戸市第 7 次総合計画」のうち、緑の基本計画に関連する項目の整備ですとか、あと、水戸市内の緑の現状、緑に対する市民の意向、また、子育て施策に関する市民ニーズなどについてまとめている項目になります。ページ数は、こちらの御覧いただいている 3 ページから 13 ページまでが、該当の項目ということになっております。本日は、記載の項目だけ御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、3 ページ目なのですが、こちらには前計画の目標指標の達成度を掲載しております。

4 ページから 5 ページにかけましては、「水戸市第 7 次総合計画」のうち、緑の基本計画に関連する項目を抜粋して、整理をしてございます。

続きまして 6 ページ目ですが、こちらには都市公園の現況として、令和 5 年 4 月 1 日時点の箇所数及び供用面積を記載しております。

ページを返していただきまして、7 ページ目でございます。こちらには、児童遊園、保存樹等、地域制緑地の現況について、それぞれ記載をさせていただいております。

また、8 ページから 9 ページにつきましては、令和 4 年に実施いたしました市民 1 万人アンケートのうち、公園・緑地に関する項目の結果について、抜粋して、整理をさせていただいております。

次に、10 ページから 11 ページですが、こちらは、本年 2 月に本市のこども政策課で実施をいたしました「こども・子育て施策に関する市民ニーズ」調査のうち、公園・緑地等に関する項目を抜き出して、その結果を整理しております。この部分につきましては、昨年の緑化推進会議に示した骨子（案）の中には、掲載してございませんでしたが、こども施策を重点的にやっていくということが「水戸市第 7 次総合計画」に謳われましたので、今回追加したものです。

続きまして、12 ページと 13 ページです。こちらはここまでお示しいたしました、公園緑地等の現況を踏まえた課題を整理したものでございます。以上、13 ページまでが「第 2 章 現況と課題」となります。内容詳細につきましては、のちほど御参照いただければと思っております。

続きまして、14 ページから説明をさせていただきます。ここは「第 3 計画の基本的方向」ということで、14 ページから 16 ページに記載をしてございます。

まず、「目指す姿・緑の将来像」こちらにつきましては、昨年度の緑化推進会議でお

示した通り、「みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸」として掲げさせていただいております。

次に、15 ページをお開きください。

先ほどの目指す姿の実現のため、取組の柱として四つの基本方針を定め、その方針に基づく基本施策を策定しております。この 14 ページから 15 ページにかけてですが、昨年度お示しいたしました骨子（案）からの変更点が一つございます。

昨年度お示しいたしました骨子（案）ですが、こちらの緑の将来像と四つの基本方針の間に、三つの基本理念ということをお示ししていたのですが、今回削除しております。こちらにつきましては、庁内で協議をしたところ、計画を策定する過程で、基本理念、基本方針の表現の大きな違いがなく、基本理念を削除して整理した方が、計画としてわかりやすいという意見があったことから、今回、基本理念を削除した形で、皆様に計画をお示ししております。これにつきましては、後程皆様から、御意見を頂戴したいと思っております。引き続き、計画の概要について説明させていただきます。

15 ページの基本方針について説明させていただきます。基本方針は、全部で四つでございます。昨年お示した骨子（案）、文言と順番等が少し変わっておりますが、内容の大きな変更はございません。基本方針 1 が、「みんなが楽しめる緑づくり」基本方針 2 が、「市民との協働による緑づくり」、基本方針 3 が「安心できる緑づくり」、基本方針 4 が「緑の保全、緑化の推進」でございます。

次に 16 ページを御覧ください。こちらには、本計画の計画期間内で達成を目指す目標指標を記載してございます。記載目標指標につきましては、骨子（案）の他、変更はございません。こちらの指標につきましては「水戸市第 7 次総合計画」と整合をとったものになっております。ここまでが「第 3 章 計画の基本的方向」となります。

次に 17 ページをお開きください。ここからは「第 4 施策の展開」といたしまして、本計画で取り組む具体的施策について記載をしているところでございます。今、御覧いただいている図は、施策体系を示したものでございます。一番左に目指す姿、そして、これを実現するために四つ基本方針を定め、それらの方針に基づき、基本施策を策定いたしまして、それぞれの施策を具体的に示したところというのが、具体的施策という項目です。そして、具体的施策を実施することにより、一番右に示す目標指標を達成するというところで、記載をさせていただいております。

次の 18 ページから 44 ページまでが、具体的施策の記載となっております。お時間の都合上、主な項目と概要のみを説明させていただきます。

まず初めに、18 ページの「基本方針 1 みんなが楽しめる緑づくり」の基本施策の一つ目として、「魅力発信交流拠点の整備」について、御説明さしあげます。こちらは「水戸市第 7 次総合計画」におきまして、魅力発信交流拠点というのを定めておりまして、これは大規模な公園の整備や活用方針について記載をしている項目になります。

まず、具体的施策 1 といたしまして、「地域づくり拠点公園の整備」というのがございます。これは、魅力発信交流拠点のうち、地域拠点として重点的な整備を求められている公園の整備方針を記載している項目になります。本計画におきましては、偕楽園・千波湖周辺地区にある千波公園、大塚池公園、植物公園、七ツ洞公園、保和苑、東部公園、これら六つの公園につきまして、重点的に整備をするということに位置付

けをしてございます。

次に 19 ページから 24 ページにかけて、これらの六つの公園の現況と特性及び具体的施策について記載をしているところでございます。詳細につきましては、後ほどご参照いただければと思います。

それでは 25 ページをお開きください。25 ページは、具体的施策 2 といたしまして、「民間活力の活用」というものを位置づけてございます。具体的には、千波公園パーク PFI 事業をはじめといたしまして、他の大規模な公園につきましても、民間連携事業を実施していくということや、公園等の屋外灯の管理に関しまして、民間活力を活用するというのを記載してございます。

次に 26 ページを御覧ください。基本方針 1 の二つ目の基本施策といたしまして、「身近な緑の整備、保全」を位置づけております。具体的施策の 1 番目といたしまして、「誰もが楽しめる緑、みんなの遊び場」ということに位置付けをしてございます。こちらにつきましては、まず、こどもの遊び場のあり方を検討いたしますということとをまず一つ目に掲げさせていただいております。また、公園・緑地等の整備、これは身近な公園の整備についてですが、そういったものについても、方針を示させていただいております。

また、次の 27 ページをお開きください。こちらでは、既存の児童遊園につきまして、再整備を行っていくということを記載してございます。また、身近な緑の整備として、街路樹なども含めまして、整備していくということをこちらの方で記載しております。

次に、28 ページでございます。こちらには、具体的施策の 2 といたしまして、「緑の長寿命化」というのを記載してございます。こちらの項目は、公園・緑地等やスポーツ施設の長寿命化改修につきまして、その施策の方針を記載させていただいたところでございます。

次に 29 ページをお開きください。29 ページから 32 ページにかけまして、「基本方針 2 市民との協働による緑づくり」といたしまして、市民協働事業に関する施策について記載をしているところでございます。基本施策の「市民とつくる緑の取組」といたしまして、まず具体的施策の一つ目といたしまして「市民協働による緑と花の空間づくり」というものを位置づけました。こちらは、現在すでに、市民の皆様に取り組んでいただいている市民協働事業について、引き続き支援していくということを記載した項目でございます。

また、主な市民協働事業を 29 ページから 30 ページの方に記載してございます。

次に、31 ページをお開きください。具体的施策の 2 といたしまして、「民有地緑化の支援」についてでございます。これは、公園緑地課で実施している保存樹制度や生垣補助制度について継続していくとともに、生垣補助制度について適用拡大の可能性について、計画期間内に検討していくということを記載してございます。

また、32 ページですが、こちらは「緑の啓発」といたしまして、市民の皆様の緑の大切さを実感していただくために情報発信ですとか、イベントの開催を通じて、より関心を持ってもらうというような施策を盛り込んでございます。

次に 33 ページをお開きください。33 ページから 35 ページにかけましては「基本方針 3 安心できる緑づくり」として、公園緑地等の防災に関する施策について記載を

してございます。基本施策といたしまして、防災に活用できる緑の整備，保全を位置づけております。具体的施策の1といたしまして「災害に対応した公園・緑地の整備」をこちらの取組について記載をさせていただいております。

こちらは、避難場所としての整備・保全を図るほか、延焼遮断帯としての役割を果たすということから、そういったものの活用を位置づけるといったことや、防災設備の用地として、公園・緑地等を防火水槽や耐震性貯水槽の設置場所としての提供をしていくということを記載しています。また、有事の際に、仮設住宅であるとか、災害廃棄物の一時保管場所としても活用されるということにも、積極的に協力してまいりますということをこちらに記載してございます。

次に35ページをお開きください。具体的施策の2といたしまして「かん養林となる森林の保全」ということについてでございます。これは近年急増しているゲリラ雷雨等の被害を軽減するために、森林が持つ役割は非常に重要であることから、森林保全に関する施策を記載いたしました。

次に36ページを御覧ください。こちらの36ページから44ページにかけまして、「基本方針4 緑の保全，緑化の推進」というものを位置づけてございます。具体的施策の1といたしまして、地域制緑地の運用を位置付けております。地域制緑地というのは、法令に基づき、土地の変更や開発に許可が必要な地域を法令で指定して、保全を図るというものでございます。水戸市には六つの地域制緑地がございまして、36ページに記載してあるものを御紹介いたしますと、特別緑地保全地区、これは上市の北側に位置しているところでございます。また、風致地区は水戸市に7地区ございます。

ページを返していただいて、37ページでございます。「農用地区域内の農用地」、これはいわゆる農振農用地でございます。

また、38ページには「保安林」、「河川保全区域」、そして「自然公園区域」について記載をしております。これらの制度を、適正に運用いたしまして、緑の保全や緑化の推進を図っていくということを、こちらの項目で記載をさせていただいております。

次に39ページを御覧ください。具体的施策の2といたしまして「開発の適正な誘導」を掲げさせていただいております。これは開発を行う際に、緑化の義務付けや誘導を行う施策を記載している項目になります。具体的には、開発に伴う公園配置の義務や先ほど御紹介いたしました風致地区において開発行為を行う場合は、緑化率を厳守してくださいという条例に基づいて、そういった指導をしております。

また、林地開発許可制度ですとか、大規模開発に伴う緑化の誘導、これらの制度を引き続き適正に運用していくということを、こちらに記載しております。

次に具体的施策の3といたしまして「協定等による民有地緑化」で、こちら40ページになります。これは民有地を緑地として活用するために、都市緑地法で様々な制度が定められております。本市では、40ページに書かれている二つの制度の活用を検討しております。一つ目が緑地協定。民間開発の団地などにお住まいの土地所有者が、自身で緑化基準などを定めて、市と協定を締結する制度でございます。本市には、現在4箇所ございます。そして、二つ目が市民緑地認定制度。民間が持っている空き地などを、市長が認定することにより、公園と同等に扱うことができるという制度がご

ざいます。全国的には、中心市街地などで活用されることが多い制度で、本市においても水戸駅北口の国道 50 号沿いの地域、いわゆる上市の中心市街地における活用を考えております。

続きまして、41 ページを御覧ください。基本施策の二つ目といたしまして「多面的な緑の保全、緑化の推進」というものを位置づけてございます。こちらの具体的施策の 1 といたしまして「動植物の生息・生育環境の保全」を位置づけております。自然環境の保全とふれあいの場の提供、動植物の生息・生育できる環境の保全活動、また、環境維持の一環といたしまして、再資源化・省エネルギー化にも取り組んでいくことを記載しております。

次に 43 ページをお開きください。具体的施策の 2 といたしまして「水辺環境の保全」を位置づけております。こちらは、千波湖、大塚池の浄化を引き続き取り組んで参りますということをうたっており、湧水の保全についても、推進して参りますということをこちらに記載をしてございます。

そして 44 ページですが、こちら具体的施策の 3 「歴史的・文化的環境の保全と活用」でございます。本市は、偕楽園や水戸城跡を始めとする歴史的資源が、緑のオープンスペース、いわゆる公園のような活用をされているということから、こちらの保全と活用について、本計画に位置づけるというものでございます

最後の一番後ろのページ、45 ページを御覧ください。こちらは「第 5 推進体制の進行管理」でございます。こちらでは計画推進における、市民、事業者、市、そして緑化推進会議の皆様の役割について、記載をしてございます。

また、本計画の進行管理として、いわゆる PDCA サイクルを用いまして、計画策定、事業実施、そしてその評価、また、評価を踏まえて見直しというのを継続して行って参りますということをこちらで記載をしてございます。以上が、「水戸市緑の基本計画（第 2 次）（原案）」の概要の説明となります。

こちらの原案ですが、本日の緑化推進会議におきまして、皆様の御審議をいただき、皆様からの御意見を踏まえたものを今後、素案といたしまして、市役所内の政策会議を経まして、市民意見公募、いわゆるパブリックコメントの手続きに進みたいと考えております。

こちらの原案ですが、非常に長い文章で構成されておりますので、本日の会議で確認しきれていなかったものにつきましては、一度お持ち帰りをいただきまして、11 月 6 日、来週水曜日までに、公園緑地課宛にメールや電話もしくは文書等で御意見をいただければと思っております。お手元の参考資料③「水戸市緑の基本計画（原案）への御意見回答用紙」と記載している紙面があるので、こちらの紙面の一番下に提出先を記載してございます。そちら宛てに提出いただければと思います。また、QR コードを読み取っていただくと、メールで提出することも比較的簡単にできますので、こちらの方で御意見いただければと思います。

また、本日の説明で、お気づきの点や御意見御質問がございましたら、この後、皆様方に広く、御質問や御意見を頂戴したいと思います。どうか、よろしくお願いいたします。以上で、議案第 3 号「水戸市緑の基本計画（第 2 次）（原案）」についての説明は終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

長くなって、皆さん、大変だと思いますが、気が付いたところがありましたら挙手願います。

――委員

今の説明とはちょっとずれてしまいますが、計画の中身については、持ち帰ってじっくり読みます。

説明を聞きながら、計画をめくっていく中で、保存樹のことが目に留まり、31ページの「保存樹等の指定・適正管理の促進」いう項目が出てきていますが、ここで適正な維持管理の支援を図るとともに、新規の指定に努めますという、その役割を小委員会は担っているということだと思いますが、指定をすると同時に、その後、指定されたものが、どういう状況になっているのか。当初、その制度が始まって、指定されたものは、我々は新しい物件に関しては直接見っていますが、過去の物は見たこともないし、どういうものが実際指定されたのかというのも、やっぱり委員として見る必要があるのではないかという話の一つ。

それと、45ページの最後のところで、「2進行管理」の中で、チェックとか見直しなどという、用語が出てきています。やはり、これまでに指定されたものに関して、小委員会として、もう一つの役割、チェック、見直しというものの位置づけがあっても良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

執行機関

御意見ありがとうございます。今までの保存樹のチェックということなのですが、こちらについては来年度、保存樹小委員会を開催します。そちらの方で、今の状況について、整理する機会を設けることを検討させていただきます。

――委員

市内のその辺を歩いていると、新しく道路ができたりして、指定された当初と環境が変わってしまったことによって、道路際に保存樹という看板がついた樹の枝葉が道路側に伸びて、交通の邪魔になっているのを、市内で何ヶ所かあるんです。そういった状態のものを、そのまま放置しておくのはどうかと思ったので、意見を言わせていただきました。よろしくお願いします。

議長

今、保存樹が161本あるということで、皆さん見たことありますか。そのうちの1本の話が出たのですが、それが見苦しい状態であるというお話でした。緑化推進委員が、例えば、こういう現場を小委員会で、見歩く機会があれば良いとの御提案でした。

その他御意見がありましたらお願いします。

――委員

感じたことを少しお話させていただきたいと思います。

計画の 19 ページから 24 ページで、水戸市は千波公園とか魅力あふれる公園が多く、パーク PFI の活用もあり、素晴らしい計画だと思いました。

反対の方の意見もございまして、27 ページの「児童遊園の再整備」ということで、維持管理に伴うコスト軽減の観点から、児童遊園廃止を視野に入れながら方針を決定するとか、開発行為に伴う公園設置基準の緩和の検討ということで、帰属を受ける児童遊園を削減するために、開発行為における広場設置が必要でなくなるように、必要となる開発区域面積の最低限度の緩和を検討しますということで、これは全体的な流れや、緑化推進計画ということで、公園を増やそうとしている計画に逆行しているのではないかと思います。それに関して、反対する理由ですが、8 ページの「住まいまわりの生活環境」の一番下のところで、こどもの遊び場の項目が、やや悪い、非常に悪いが 32.9%です。これは身近な児童遊園の管理に不満を抱いているのではないかと、私も何度か草ボーボーになっているような児童遊園を見たことがあって、管理が行き届いてないのではないかと感じたことがあります。

あと 9 ページなのですが、「子育てのための市への要望」でも、第 4 位に「公園、遊び場の整備」っていうのが位置しています。児童遊園というのは、身近な公園、歩いて行ける身近な公園。千波公園だと駐車場があり、車で行くような公園になってしまうんですが、歩いて行ける身近な公園ということで、役割的には街区公園の役割をしていると思います。そういった身近な公園は、子育てをしていく家庭にとっては最も必要な公園だと思いますが、そこを削減するというのは、いかがなものかと思いました。

あと、9 ページなのですが、「まちづくりや地域の活動への参加意向」ということで、第 1 位に「身近な道路や公園の清掃活動」っていうのがあるんですね。そうすると、開発に伴う新規公園ですので、開発地の市民の方々の参加というのは、期待できるのでないかと考えました。

私が言いたいサポート案ですが、一つとして業務量の負担を軽減するための管理計画を策定したらいかがだと思います。増えた公園や児童遊園の芝刈りとかそういったものをシステムやパソコン管理などでできると楽なのではないかと思いました。

あと、地域全体を考えた児童遊園の設計趣旨の策定と指導ができたかどうかと思います。児童遊園はデザイン性が低い公園が非常に多いので、デザイン性の高い公園づくりということで、園名板とか広場とかシンボルツリーとかをデザインすると、景観的に非常に良くなります。あとはライトアップなども考えられます。そういった広場公園的な役割、それから街区公園的な役割を児童遊園はするんじゃないかと思うので、設計指針みたいなのを考えられて指導していったら、地域に資するような公園ができるのではないかと思います。

それから、3 番目に、先ほどの地域参加ということで、住民参加の管理方式を採用し、開発地の住民の皆さんも管理に参加されてはいかがかと思いました。これが一つ目の意見です。

それから二つ目の意見なのですが、10 ページに「こども・子育て施策に関する市民ニーズ」がございまして、保護者の方は習い事や学童保育等、管理者がいる場所を望んでいるということで、身近な公園には管理者もいませんし、人の目が届かないような利用性が低い場所になっていると思われます。そういうところにおいては、やっぱ

り保護者の方は心配だっていうのがあると思います。

対策としては、管理者がいる利用しやすい魅力ある公園づくりをしていく必要があるのかなと思います。一つ目は、ビオトープの市民活動の支援だけではなく、役所が主体となるようなビオトープの整備とか、冒険遊び場といってプレイリーダーがいるような、こどもの自主的な遊びを支援してくれるような公園施設が考えられます。東京都世田谷区に羽根木プレーパークというのがあるのですが、大村さんという建築家の方が作った日本で初めての冒険遊び場なのですが、そのような公園整備があります。それからロープウェイや道具倉庫があって、手ぶらで行けて、指導員もいて、農業を気軽に体験できるような農業公園も考えられます。

また、茨城県には動物園があまりないように思うので、大規模な動物園ということではなくて、小動物に親しむことができるようなこども動物園のようなものを整備して、保護者の方も公共のそういうところで、そうしたいという選択肢がある場所を作ってあげたら、いかがかと思いました。以上です。

執行機関

御意見ありがとうございます。ただいまの御意見につきましては、非常に多岐にわたりますので、ちょっとこの場で、すべての御意見についてお答えすることは、控えさせていただきまして、後ほど文書等で回答させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長

その他どうでしょうか。

――委員

40 ページの「協定等による民有地緑化」について、「緑地協定」と「市民緑地認定制度」があることを全然知らなかったのですが、おそらく私も含めて知っている人が、すごく少ないのではないかと思います。緑地協定は、2023 年 4 月時点で、4 箇所 2.7 ヘクタール、1 箇所あたり約 0.67 ヘクタールということで、あまり知られてないと思いますので、まず知ってもらうことを盛り込んだ方が、良いのではないかと思います。

二つ目が、市民緑地認定制度は、今やってるのか、それともこれからやろうと思って考えているのか、どちらでしょうか。

執行機関

御質問ありがとうございます。市民緑地認定制度なのですが、これは、これから導入を検討しているというところでございます。

――委員

これは、税制特例等とか、緑地を作るとその区域の中で税を優遇するといった制度なのではないでしょうか。

執行機関

そういったことも含んで、制度設計をしていくことになります。詳細につきましては、今後検討の中で決めていくことになります。

____委員

意見なのですが、企業とか民間が主体になってくると思うのですが、最近新しく建てた家は、草刈りの手間を省くためか全部コンクリートや砂利を敷いた家を見るのですが、それをすべての家がやっていると、全体的に緑が無くなっていくと思います。緑地がある家がたくさんあった方が、生物にとっても良いし、見た目も良いと思うので、民間の家で緑地があると優遇するとか、全部コンクリートにすると、土地の税を上げるとかまで踏み込んではいかがでしょうか。

気候変動などは、みんな関心が高いので、そういう取組をしていけば良いのではないかと思います。以上です。

執行機関

御意見ありがとうございます。先ほどの民地の緑化、コンクリートで固めずに、芝生を張るとか、そういったことにつきましては、この計画期間内で、そういった制度が導入できるかどうかを含めまして、検討させていただければと思います。ありがとうございます。

議長

その他にどうでしょうか。

____委員

27 ページの「身近な緑の整備」で、道路空間における街路樹の話が出ていますが、これも公園緑地課の方で何か携わっているのですか。

執行機関

お答えさせていただきます。街路樹の整備に関しては、道路管理者の管轄になります。こちらは緑の基本計画ということで、緑全般に関するということで、こちらも記載させていただいております。ですので、街路樹の整備につきましては、道路管理部門と調整しながら進めていくということになります。

____委員

街路樹をどうしようかっていう会議みたいなのはないのですか。

執行機関

現在、そういった街路樹等も含めて、総合的な庁内の組織というのが存在しておらず、各個別事案に対して対応しているという状況でございます。

____委員

そうですね。公園のことを一生懸命励行されて、街路樹の歩行空間等を非常に重要なものだよと位置付けするのであれば、ちょっとお粗末じゃないかなって思います。街路樹そのものに対する考え方、公園の樹に対してもそうですが、公園ができてから何十年経っている中で、樹が大きくなっている。それが、市の財産だと言っている点で、どうにもならないような樹も管理をする中であると思います。そうではなくて、大きな発想の転換が、そういうものに対して必要なのではないかと考えてます。

街路樹に関しては、それ以上に、発想の転換が本当に必要なんじゃないでしょうか。水戸市の外からの人が見てる、見られるみたいなことが、ちょっと書いてあったものを何かで見ました。緑に対してどういう意識を持っているのかみたいな事です。他所からの人を呼び込んだ時に、道路を走りますけど、公園の中にわざわざ入って見ないですから、街路樹に対する考え方は、外部の人間からの方が多くあると思います。

おそらく、切ると文句言う人が多いと思いますが、街路樹はそういうものではないと思います。

植樹桝の中で樹を育てること自体が虐待のようなもので、緑が必要だということと、どう現実をマッチングさせるかというのを、もう一度よく考えた方が良いのではないのでしょうか。

____委員

____委員の御意見、本当に重要だと思います。

ちょっと基本的なところですが、どのような樹を選ぶかは、とても大事だと思っていて、水戸の土地にあった樹ではないものが、管理者の感覚でやられると、全体的に統一感のない違和感があるものになる。駅南大通りですと街路樹などに、頻繁にアメリカシロヒトリが来て、薬を撒かなければならないという事が起きており、その辺も含めて、緑化のわかる人がやった方が、市としての統一感が出るのではないかと思います。

____委員

国道などを走っていると、コンクリートだらけで、緑陰とか、歩行者に緑の空間を与えるなどのきれいごとでは済まなくなっていると思います。暑いと歩いている人もいないです。

緑陰を生むといっても、日本の道路の作り方そのものが、樹木を植える空間の設計になっていないので、考え直したほうが良いと思います。様々な苦情の問題もあるせいなのかと思って見っていますが、最近植えているハナミズキは大きくならないので植えていると思いますが、あれでは緑陰にならないです。何か植えなければならぬからって、植えるというふうにししか見えないです。話が逸れましたが、目についたものですから、意見を言わせていただきました。以上です。

議長

意見を踏まえて、そのあたりは検討してもらおうということではいかがでしょうか。

その他に何かあるのでしょうか。

なければ、先ほどありましたように、文書で公園緑地課の方をお願いしたいと思います。

執行機関

よろしいでしょうか。ちょっと前後してしまうのですが、____委員の御意見に対して、児童遊園の減らす方針について、情報の御提供だけさせていただきます。

公園緑地自体を、公園緑地課で減らす考えはありません。一方で開発行為は、小規模なものは水戸で日々行われておりまして、そうすると、3,000平米クラスの開発ですと、3千×3%で90平米で、すごく小さな公園が、爆発的に増えているという悩みを抱えています。

90平米と言いますと、すごく狭くて、実際小さいお子さんは、そこでちょっと遊ぶことができますが、小学生位になると全然遊ばなくなってしまう公園なんです。市内の至るところに、増えており、問題になっております。せっかくあるのに、使えない状態の公園があって、そこをどうしようかという議論になります。

ですから、街区公園などこどもが遊べるような広い公園とか、そういうのを減らすという考えはなく、ちょっと小さすぎて、あまり役に立っていないような公園にメスを入れるという考え方を申し上げます。

____委員

私、東京の板橋区役所の公園緑地課に勤務していましたが、東京だと小さくてもすごく大事な緑で、樹が1本あるだけで緑化になるものです。先ほど委員さんが言われていたように、若い人はなかなか樹は植えないと思います。

60坪くらいの開発だと皆さん、駐車場を多くとりたいたとかで樹を植えないです。そういった中で、小さい開発があればあるほど、緑が少なくなって、1本でも緑があることによって、その街のシンボルツリーにとか、オアシス的な景観的な緑になっていくと思います。

それから、小さいお子さんだと、遠くまで手を引いて、お母さんが連れていくことは、すごく大変です。三軒先に小さくてもいいから、公園があれば、ちょっと遊ばせて、自分の家の庭よりもちょっと広くて、走り回って、小さいお子さんは、それで十分なんです。

それとか、今思いますのは、市の保育園です。園庭がない保育園っていうのがけっこうあります。大きい公園に移動するまでのちょっとした休憩だとかを考えれば、そういった緑が無くなってしまふよりは提供してほしいと思います。その街にはどういった緑が必要かっていうのを市役所の中でも検討し、設計指針を出して、「じゃあ、ここは樹を1本でもいいから植えてください。」とか、園名板一つにしても、もう少しおしゃれな園名板みたいなのを企画化して、デザイン性の高いものにしていくと、街のスポットになると思います。そういったことで遊び場にもなり、景観も良くなります。また、小さい子にとっては、重要な遊び場になります。ベビーカーをひいてるお母さんが、スーパーに行く途中で休憩するとか、そういったちょっとした利用もできます。

そういったことが、住みよい街づくりに繋がっていくと思います。そういうことを考えていただきたく思います。

うちは孫がいるので分かりますが、1歳の歩き出しのこどもなんかは、何軒か先に連れていくのがやっとです。そういう歩くっていうのは、すごく大事で、小さい子のほんのちょっとした遊びとか、街の景観としての魅力、そういったものを、貴重に取り扱って、住宅の緑とも連帯すれば素晴らしい緑の計画になります。小さい街路樹の小さい緑でも連帯すれば、まちの緑として、骨格をなしていくものとなります。管理が大変だと思いますが、市役所のメンバーも少ない中で大変だと思うのですが、そういった意味を考えていただいて、少しでも緑を増やしていくといったようなスタンスで、やってもらいたいと思います。

議長

ではそのような意見を踏まえて、事務局の方で整理して、まとめていただくということで、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長

では、第3号議案を終了します。

続きまして、その他について事務局から説明をお願いします。

執行機関

はい。それでは報告させていただきます。公園緑地課千波湖管理室の佐野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

千波公園におけるパーク PFI につきまして、これまでの実施状況について御報告いたします。

前回の会議にて、御報告させていただきました通り、千波公園西側の黄門像広場及び駐車場周辺を事業地としまして、民間活力を活用したパーク PFI 事業を進めているところでございます。

実施事業者につきましては、大和リース、アダストリアグループを公募により選定しており、整備計画につきましては、産直マルシェやレストランを中心としたフードエリアが一つ目になります。フットサルやサウナ等、千波湖畔ダイニングと併せて利用が見込めるプレイエリアが2番目。千波湖畔の景色を眺望できるネイチャーエリア、これらの三つのエリアを中心として周辺環境と連携したゾーニング計画を核として、滞在性、利便性を向上させ、千波公園のさらなる魅力向上を目指しているものでございます。以上で、説明を終わりにさせていただきます。

議長

説明がありましたが、質問等ありますか。

____委員

スケジュールについて聞かせてください。

執行機関

現在は、工事に向けての準備工を今進めておりまして、令和7年秋の開業を目指して、進めているところでございます。

議長

ほかになれば、本日の議事の方は、すべて終了になります。

御協力ありがとうございました。

進行を事務局へお返しいたします。

執行機関

ありがとうございました。

以上で、本日の緑化推進会議を閉会とさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

今後とも本市の緑化行政に、御理解、御協力を賜りますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。